

お申し込み・お問い合わせはこちらから

ふりがな 名前		
住所		
連絡先	電話番号	メールアドレス(任意記述)

【お問い合わせ】

三鷹市社会福祉協議会  
総務課 権利擁護推進係

TEL 0422-46-1203

FAX 0422-71-2053

【お申し込み方法】

本紙の申込書をFAX、電話、Google  
フォーム、もしくは社協ホームページのお問  
合せフォーム(種別「講座の申し込み」を選  
択)からお申し込み下さい。



「Googleフォーム」



「社協ホームページ」



# 令和8年度 権利擁護・あんしんサポーター 養成講座

高齢の方や障がいのある方など、住み慣れた場所で安心して過ごすための見守りやちょっとしたお手伝いが必要な方がいます。「あんしんサポーター」はお近くにお住いの方々のことを、権利擁護の視点を持ちながら見守り、寄り添うことができる市民です。

修了後は、生活支援員(※★)や市民後見人を目指すこともできます。

## 開催日

① 8/17 (月)

13:30~16:00

③ 8/22 (土)

13:30~16:20

② 8/20 (木)

13:30~16:00

④ 9/3 (木)

13:30~16:00

定員：25名

参加費：無料

※上記日程の、①~④すべてに参加できる方が優先となります

対象：三鷹市在住、在勤の方  
権利擁護(後見活動等)や地域活動に興味がある方

仕事や活動等の知識、経験を地域活動に活かしてみたい方

申込期間：令和8年7月1日(水)~8月10日(月)

※お申し込み方法は最終項をご覧ください。

## みたか社協会員募集！1コインで参加できます！

見守り防災グッズ「安心くん」の配付  
見守り防災グッズ「安心くん」の配付  
みたか社協では、市民の皆さまや企業、団体の方々の会費で、下記のような事業を実施しています。みたか社協へのご協力をお願いします！

小中学校への出前講座  
産後ヨガ  
~車いす体験~

ほのほのネット員が、水や鉛の交換のために定期的に訪問します。

会員区分(1口)  
個人 500円  
団体 3,000円  
法人 5,000円  
特別賛助 10,000円以上

入会方法  
入会をご希望の方は、お近くのほのほのネット員を通じてお申し込みいただくか、元気創造プラザ3階のみたか社協窓口へ来所、電話または本会ホームページの問合せフォームからご連絡ください。

総務係 Tel.0422-46-1108

【問合せフォームはこちら】

# スケジュール

1日目：8/17 (月) 13:30~16:00

「高齢者なんでも相談センター（地域包括支援センター）の役割と、在宅生活を続けるために」

三鷹市新川中原高齢者なんでも相談センター

「三鷹市における、高齢者の現状」

三鷹市高齢者支援課 高齢者相談係

2日目：8/20 (木) 13:30~16:00

「権利を護るとは？」

弁護士 松原 拓郎 氏

「地域住民同士の見守りに期待すること」

三鷹警察署 生活安全課 防犯係

3日目：8/22 (土) 13:30~16:20

「専門職から見る、市民後見人の活動とは」

司法書士 照井 弘行 氏

「後見紙芝居」

「市民後見人の活動について」 市民後見人等

4日目：9/3 (木) 13:30~16:00

「社協や地域団体による見守り活動、取り組みについて」

三鷹市社会福祉協議会 地域福祉推進係

「権利擁護のためにできる活動とは

～生活支援員とは～

権利擁護センターみたか / 生活支援員

「振り返り『わたしができる見守りとは？』」

# 修了後の活動例

## 権利擁護・あんしんサポーター

講座で学んだ知識を活かし、日常生活を送りながらサポートが必要な方をゆるやかに見守ります。成年後見制度の普及啓発活動や、みたか社協のボランティア活動や地域活動に参加することもできます。

## 生活支援員（※★）

『地域福祉権利擁護事業』の生活支援員として、高齢、障がい等により判断能力が十分でない方々の郵便物の確認、預貯金からの生活費の払戻し、公共料金や福祉サービス利用に必要な手続きなどをサポートする活動です。利用者のお宅に月1~2回訪問し、支援計画に基づいた見守りや援助を行います。

## 市民後見人

成年後見人として必要な知識や経験を積んだ市民が、高齢、障がい等により自身で物事を十分に判断できない方々の後見人等になり、日常に関わる手続きや契約、金銭管理等をサポートする活動です。三鷹市では下記の通り、市民後見人養成講座等を修了し、登録後に活動を依頼します。家庭裁判所の審判を受けて活動に至り、活動中は権利擁護センターみたかが監督人としてサポートします。市民後見人の活動や登録について詳しく知りたい方は、権利擁護センターみたかへ是非お問い合わせください。

## 生活支援員・市民後見人

### 登録に必要な研修・活動など

